

平成29年 5 月16日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

総務文教常任委員会委員長 寺林 俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成29年 3 月 2 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第 1 項の規定により報告します。
記

1 委員会開催日

平成29年 3 月 2 日、10日、 4 月14日（3日間）

2 審査事件

陳情第 1 号 「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情

3 陳情の趣旨

政府は、2003年（平成15年）から2005年（平成17年）にかけて 3 回に渡り国会に提出し、国民各層の強い反対で廃案となった共謀罪創設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」（以下「テロ等準備罪」という。）と名称を変えて、今通常国会に提出しようとしています。この法案が成立すると、刑法の既遂行為罰則の基本原則を逸脱し、謀議の疑いを認定された段階で犯罪組織の構成員として処罰の対象となる懸念があり、市民活動や基本的人権の侵害につながる危険性を払拭できません。よって、内閣総理大臣に対しこの法案に反対する意見書の採択をお願い致します。

- (1) 現行法には既に組織犯罪摘発を行う処罰規定があり、新たな立法の必要性が認められない。
- (2) 本法案は、2000年に締結された国連越境組織犯罪防止条約の批准のために必要とされているが、この条約はマネーロンダリング等の経済組織犯罪に対処するための条約である。
- (3) オリンピックのテロに対処するためとしているが、現行法にはすでにテロ行為を取り締まるための予備罪・準備罪・共謀罪・陰謀罪条項を含んだ62の未遂処罰法が重大組織犯罪に対処するために存在しており、本法案がなければテロ行為を取り締まれないというのは嘘である。
- (4) 本法案は、過去廃案となった共謀罪と変わるところがなく、行為を処罰するという刑事法体系の基本原則に反している。しかも、共謀の概念が曖昧であり、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こす恐れがある。また、組織犯罪集団を明確に定義することは困難であり、市民運動団体や労働組合が対象となることを否定できない。
- (5) テロ等準備罪は、コミュニケーションを犯罪行為とするものであり、これを立証する捜査手法として、通信傍受や会話傍受の導入が為される恐れがある。

(6) 本法案は、国連越境組織犯罪防止条約批准(越境性の経済性組織犯罪の取り締まり)のために必要なものとは言いがたく、一般市民の基本的人権を侵害する恐れが極めて高い。

4 審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、起立採決で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。